

鍛冶橋だより Vol. 7

発行：島根県松江県土整備事務所 土木工務部 都市整備課

No.	開催日	自治会
1	令和5年7月20日(木)	東本町4丁目①
2	令和5年7月21日(金)	東本町3丁目①
3	令和5年7月21日(金)	東本町3丁目②
4	令和5年7月23日(日)	東本町4丁目②
5	令和5年7月27日(木)	南田町西区、南区、末広区、米子町①
6	令和5年7月30日(日)	南田町西区、南区、末広区、米子町②

※(No)は各自治会での開催回数

●説明会の様子



東本町3丁目

鍛冶橋第1期下部工工事の 地元説明会を開催しました

鍛冶橋第1期下部工工事に関する説明会を鍛冶橋近隣の自治会に対して、7月下旬から計6回開催し、約30名の皆さまに参加頂きました。説明会では、鍛冶橋第1期下部工工事の施工手順やスケジュール、下水管・ガスの移設工事内容、北詰交差点の切り替え工事などについて説明し、多くのご意見・ご質問を頂きました。

主な質問と回答については、裏面をご覧ください。

8月21日から鍛冶橋北詰交差点の切り替え工事に着手し、9月20日に切り替える予定ですが、切り替えに伴い交差点周辺が混雑することが予想されています。そのため、新聞折り込みチラシの配布や案内看板設置等により、大手前通りへの交通転換を促すなど、渋滞緩和に向けた取り組みについても実施しています。切り替え後においては、交通転換の状況

や周辺市道への影響、歩行者・自転車の通行状況など、交通状況の変化を調査・把握し、必要に応じて対応策を実施していきます。下部工本体については、11月からの作業構台設置後着手する予定であり、令和7年1月完了を目標に進めていきます。引き続き地域の皆さまからご意見をいただきながら、渋滞対策や歩行者の安全確保、周辺市道への交通対策などを行い、よりよい事業につなげていきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。



東本町4丁目



南田町西区、南区、末広区、米子町

Q&A

主な質問と回答

地元説明会では、たくさんのご意見・ご質問をいただきありがとうございました。ここではいただいたご質問のうち、主なものついでご紹介します。

このほかのご意見はホームページでも紹介しています！

Q 交差点切り替え後の通行について

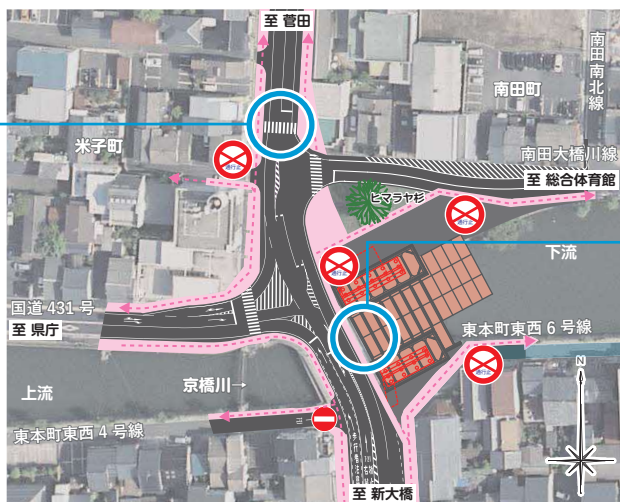
交差点切り替え後は、信号や車の流れはどの様になりますか？
また、筋違い交差点になるということですが、交差点内で停止する必要はありますか？

A 筋違い交差点では、信号が現在の2現示から3現示となります。1回の青信号で通過することのできる車の量が減るため、待ち時間が長くなります。
交差点内では止まらず通行していただくことになります。

Q 横断歩道の位置について

交差点切り替え後は、北側の横断歩道が今よりも離れた位置に設置されるので遠回りになります。横断歩道はここでなければ駄目なのでしょうか？

A 筋違い交差点の中に横断歩道を設置するのは危険なため、やむを得ず現在の場所から北側に横断歩道を移動する計画としています。



Q 仮設歩道の通行について

鍛冶橋の歩道を撤去するとのことですが、今の車道部に新たに歩道を設けるということでしょうか？
また、自転車はどこを通行することになりますか？

A 鍛冶橋東側の歩道部を撤去するため、9月中旬からの交差点切り替えの際に、車道を1車線減らし仮設歩道を整備します。
通行時における安全対策として、仮設歩道部に「自転車を押して通行してください」

の看板やラバーポール設置などによる注意喚起についても行っていきます。
自転車については、基本的に車道を通行していただくことになります。

Q 家屋調査・工事の影響について

工事影響範囲にある家屋について、昨年調査をされていますが、仮に工事の影響があった場合、どのような補償になるのでしょうか？
また、事後調査の予定や補償の流れについても教えていただけないでしょうか。

A 生活に支障が出る場合は、工事中に補償するケースもありますが、通常は工事完了後に調査し、影響を評価します。
その結果により、原状回復に係る費用を算定し、補償することになります。

今回お示した内容については、島根県松江県土整備事務所のホームページに掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/matsue_kendo/

お問い合わせ先

島根県松江県土整備事務所 土木工務部 都市整備課 ☎0852-32-5729
松江市 都市整備部 大橋川治水・国県事業推進課 ☎0852-55-5385

